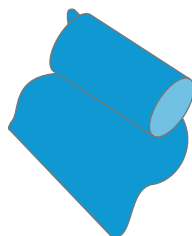


繊維業界

# EPA原産資格調査に関する 運用マニュアル



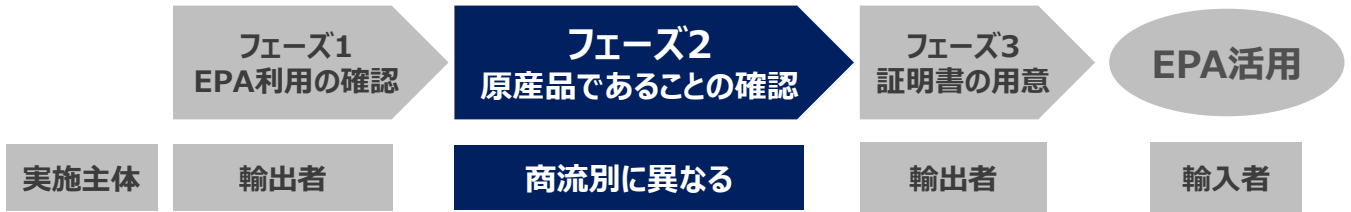
生産者編

# 本マニュアルについて

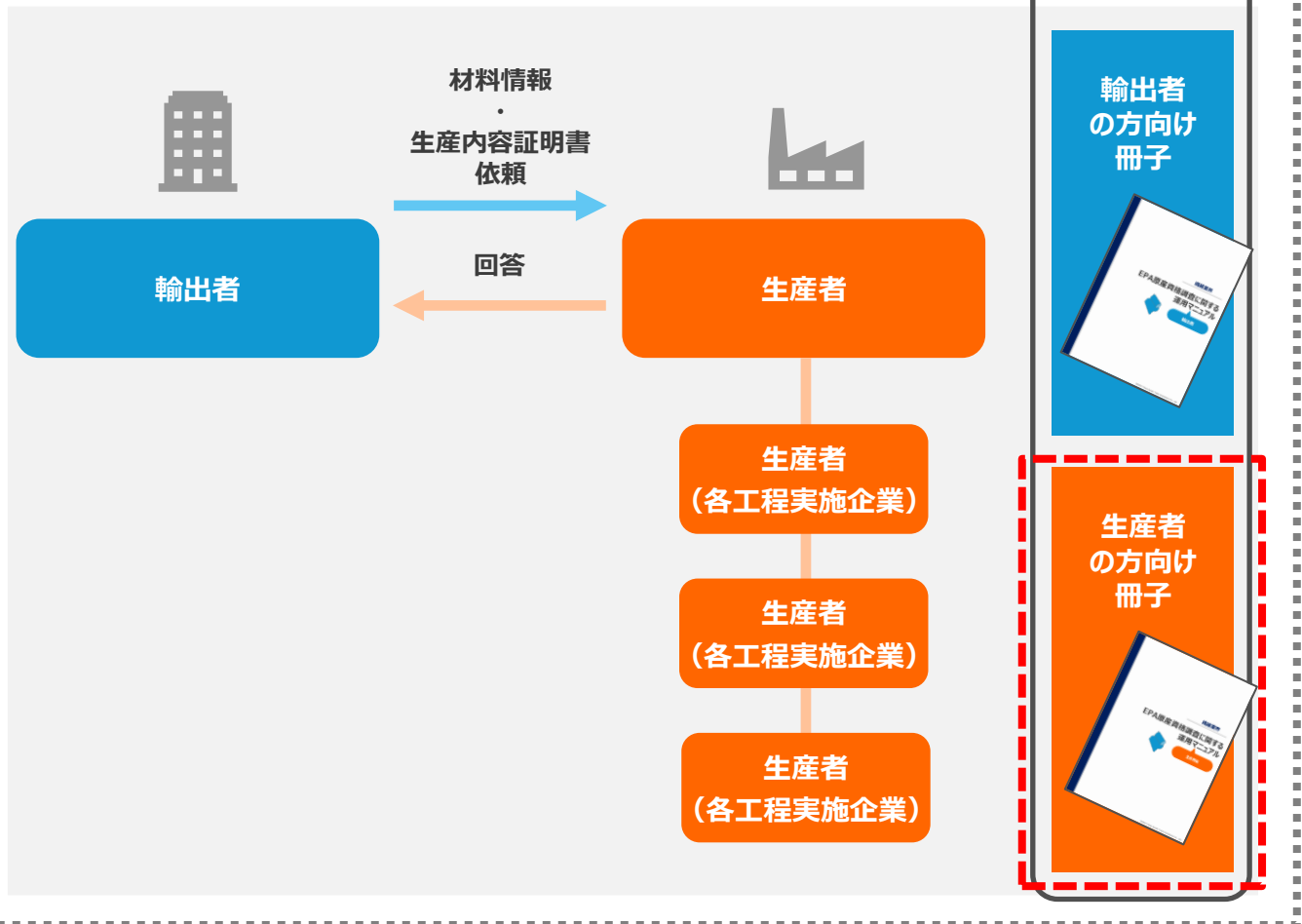
日本から輸出した品物が、EPAを利用して輸入国において関税の減免を受けられるようになるためには、大きく分けて、日本の中で以下3つの工程が必要となり、主に輸出者が主体となって必要な作業を行います。

しかし、このうちフェーズ2については、サプライチェーンの構成により、輸出者のみで完結する場合もあれば、仕入先・外注先にまたがり手続きを進める必要がある場合もあります。そのため、商流のパターンによって、担う役割や、手順フローが異なります。

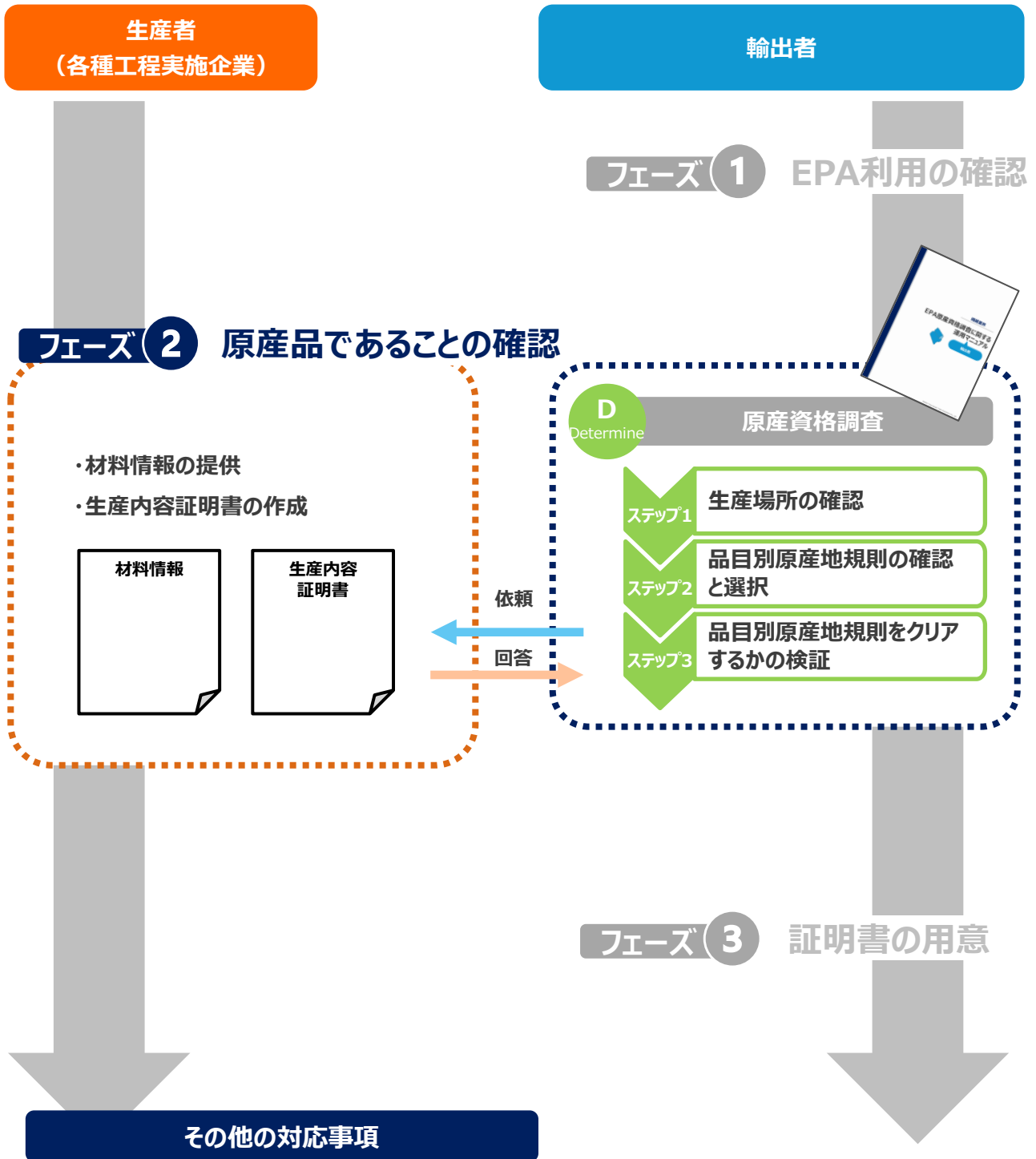
繊維業界における主な商流パターンは以下の通りです。本マニュアルは、繊維製品が生産される過程で、各種工程を実施している生産者の立場の方が実施すべき事項に的を絞って解説しています。



## ▶ 繊維業界における主な商流パターンにおけるフェーズ2の流れ



# 目次



## フェーズ 2 原産品であることの確認 (P5~17)

フェーズ2の目的	P6
例題	P7
作業手順	P7
(1) 材料の情報	P8
(2) 生産内容証明書	P10
＜参考情報＞	
▶ 繊維製品の品目別原産地規則をクリアするには	P12
▶ 主要協定における原産品となるために必須の工程（代表例）	P13

## その他の対応事項 (P18~20)

(1) その他の対応事項	P19
(2) 当局による調査について	P20

## 標準フォーム

各フォームのダウンロード▶ [https://jaftas.jp/epamannual\\_textileform/](https://jaftas.jp/epamannual_textileform/)

- 【1】 EPA利用確認シート
- 【2】 材料情報の依頼・回答シート
- 【3】 原産資格調査の確認資料（CTC証明用）
- 【4】 生産内容証明書
- 【5-1】 自己証明の申告書（日オーストラリア）
- 【5-2】 自己証明の申告書（CPTPP）
- 【5-3】 自己証明の申告書（日EU・英）
- 【5-4】 自己証明の申告書（RCEP）

**フェーズ**

**2**

**原産品であることの確認**

## フェーズ2 の目的

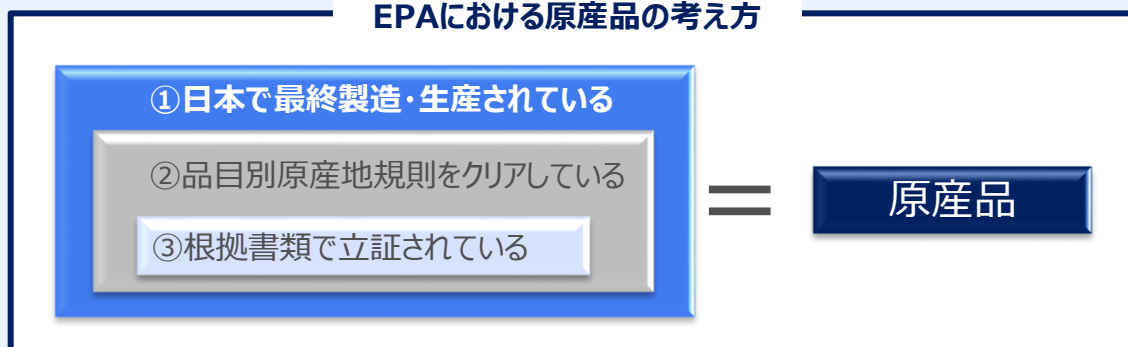
### 調査対象品が日本の原産品であることを証明しよう！

輸出者がEPAの原産地証明書を取得するためには、対象の産品が日本の「原産品」であることが必要不可欠です。

原産品であることを証明するには、以下の3つのルールを満たす必要があります。

- ①日本国内で最終製造・加工がされている
- ②品目別原産地規則（＝EPAで定められた原産品と認められるためのルール）をクリアしている
- ③品目別原産地規則をクリアしていることが根拠書類で立証されている

#### EPAにおける原産品の考え方



多くの繊維製品の場合、輸出者がこれらのルールを満たしているかどうかの確認を行うにあたり、産品に使用された材料の情報や、各工程を実施している会社から「生産工程証明書」を取得する必要があります。

生産者の皆さんは、輸出者からの依頼があった場合には、材料や自社が行っている生産工程に関して、所定の用紙へ記入し、回答してください。

## 用語の解説

### 品目別原産地規則とは

品目別原産地規則（PSR）とは、産品に対して実質的な製造・加工等が行われているかを客観的に判断するためのルールのことで、**繊維分野では以下3つのルールのうちCTCルール、SPルールが主に設定されています。**品目別原産地規則（PSR）は協定ごと・HSコードごとに定められています。

CTCルール  
(関税分類変更基準)

SPルール  
(加工工程基準)

### 品目別原産地規則は輸出者が確認！

当マニュアルでは、品目別原産地規則の確認と、そのルールをクリアするかどうかの検証は、輸出者が行うことを前提としています。この場合、生産者の皆さんは、輸出者からの依頼に応じて必要な情報を提供する役割を担っています。

作業手順について、以下の例題に沿って解説していきます。



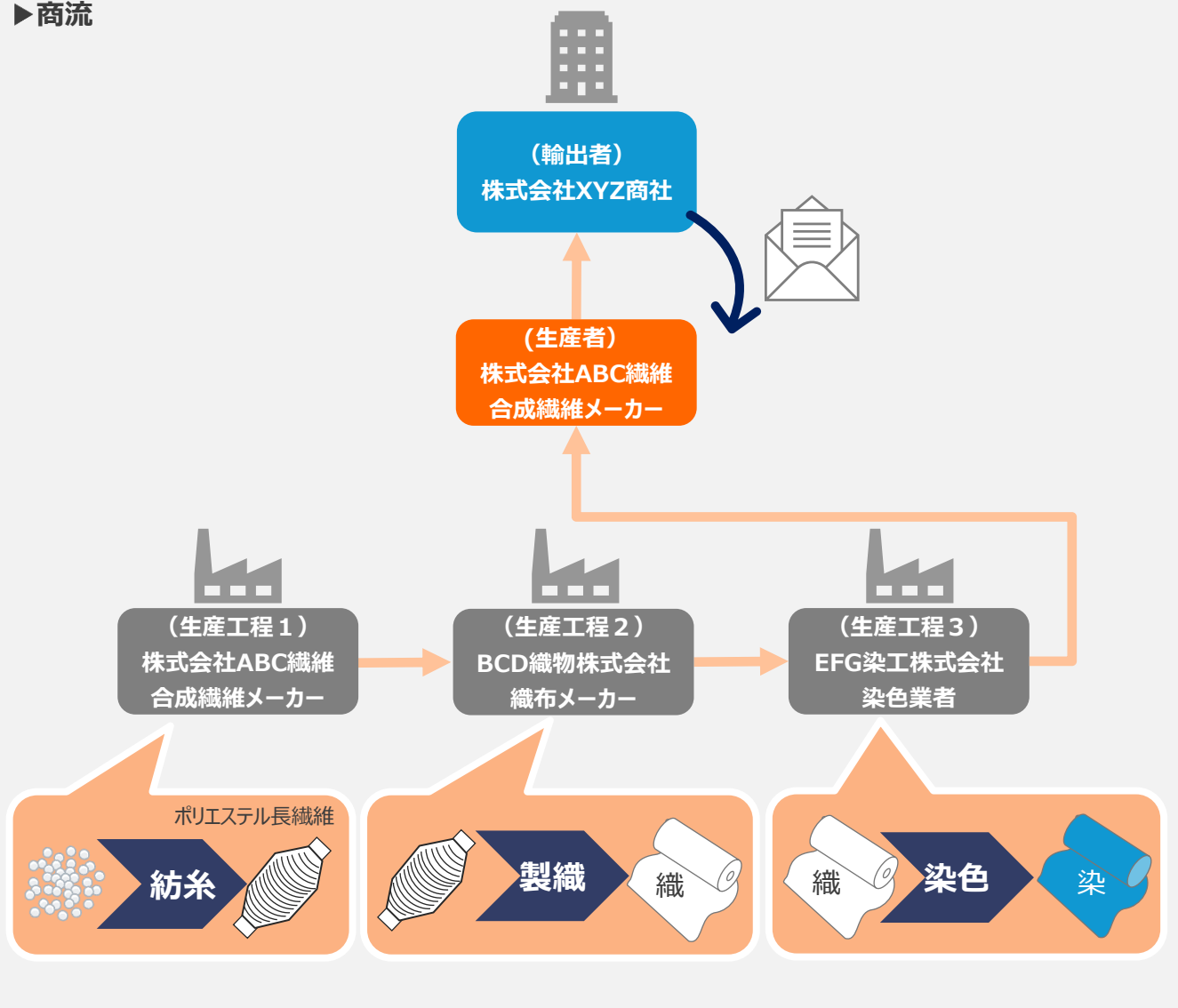
例題

(輸出者) 以下の製品について、①材料の情報と、②紡糸工程の「生産内容証明書」をください！

製品 : ポリエステル織布  
 輸出先 : ベトナム  
 協定 : 日アセアン協定



▶ 商流



作業手順


輸出者から送付されたフォームに、必要事項を記入して返送します






(1) 材料の情報 ~記入例~

標準フォーム2 材料情報の依頼・回答シート

 **記入1** ▼①に、自社の情報を記入します


①回答日・回答者情報

回答年月日	会社名		住所
2022年12月8日	株式会社ABC繊維		福井県福井市本社町1-1-1
部署名	氏名	電話番号	メールアドレス
生産部	管理 太郎	0776-XXX-XXXX	xxxxxxx@abc.co.jp

 **記入2** ▼②に、生産工場情報を記入します

②調査対象品情報

貴社管理の品名品番 (任意)			
品番	品名 (英名)		
生産者名	生産工場名	生産場所 住所	
株式会社ABC繊維	福井工場	福井県福井市工場町1-1-1	

 **記入3** ▼③に、使用している材料をすべて列挙します  
\*薬品の場合で、CAS NO.が分かる場合はCAS NO.も記入してください

③材料情報

材料	備考 (CAS NO*等)	材料	備考 (CAS NO*等)
ポリエステル繊維			
薬品A	XXXXX		
薬品B	XXXXX		
薬品C	XXXXX		
薬品D	XXXXX		



ポイント

今回の事例は、製織されたポリエステル織布の染色を、「EFG染工」で行っています。この場合、染色に使用した材料が不明である場合は、「EFG染工」から入手します。

(2) 生産内容証明書

標準フォーム4

生産内容証明書（輸出者からエクセルで送付）

作成日: \_\_\_\_\_

### 繊維及び同製品に係る生産内容証明書

\_\_\_\_\_ 品

会社名 \_\_\_\_\_  
 住所 \_\_\_\_\_  
 代表者名 \_\_\_\_\_ (印)

(選別先)  
 郵便名 \_\_\_\_\_  
 都道府県 \_\_\_\_\_  
 郵便番号 \_\_\_\_\_

下記の事項につき、事実と相違ないことを証明します。

1. 品名 糸織エスカーペット (青)

2. HS番号(6桁) 5407.52

3. 生産工程内番 (注1)

生産工程	内番					
原糸生産工程	生産者名					
	工場名					
	工場住所					
	HS番号	5402				
	生産時期					
	生産国					
その他 (注2)						
	生産者名					
	工場名					
	工場住所					
	HS番号					
	生産時期					
	生産国					
その他 (注2)						
	生産者名					
	工場名					
	工場住所					
	HS番号					
	生産時期					
	生産国					
その他 (注2)						

(注1) 註記する項目の全てに正確に記入してください。  
 (注2) 納色又は特殊加工を行う場合、「その他」欄に、ブルダク/ユニバーの48工程のうち註記する番号を1つ以上記載してください。  
 全48工程の註記は「48工程」のシート参照。

記入1

上半分のオレンジ色のセルは、**生産者（回答者）**が自社の情報等を記入する箇所です  
 ※社印の押印が必要となることをご確認ください

品名、HS番号、生産工程は、**輸出者（依頼者）**側で情報を記入済みの箇所です。

記入2


下半分のオレンジ色のセルは、**生産者（回答者）**が必要事項を記入する箇所です

この部分の記入方法を次のページで解説しています ▶▶▶

★当該事例の生産内容証明書の記載サンプルは、標準フォーマット4のエクセルファイルの中に含まれています。  
 ダウンロード▶[https://jaftas.jp/epamannual\\_textileform/](https://jaftas.jp/epamannual_textileform/)

(2) 生産内容証明書 ～記入例～

標準フォーム4 生産内容証明書

 記入2 ▼オレンジ色のセルに、自社の情報を記入します

生産工程内容（注1）：

生産工程	内容			
原糸生産工程 <input type="checkbox"/>	生産者	株式会社ABC繊維		
	工場名	福井工場		
	工場住所	福井県福井市工場町1-1-1		
	HS番号	5402		
	生産時期	2022年10月～12月		
	生産国	日本		
	その他（注2）			

(注1) 該当する項目の全てに正確に記入してください。

(注2) 染色又は捺染加工を行う場合、「その他」欄に、プルダウンメニューの48工程のうち該当する番号を2つ以上選択してください。全48工程の詳細は「48工程」のシート参照。

(注2) の表

No.	加工名称	No.	加工名称	No.	加工名称
1	抗菌防臭加工	2	防融加工	3	防蚊加工
4	抗ピル加工	5	帯電防止加工、制電加工	6	しわ加工
7	漂白	8	ブラッシング	9	バフ加工
10	抜蝕加工、オパール加工	11	カレンダ仕上げ	12	圧縮収縮仕上げ
13	防しわ加工	14	蒸じゅう、デカタイジング	15	消臭加工
16	イージーケア加工	17	エンボス加工	18	エメリ加工
19	難燃加工	20	植毛、フロック加工、電着加工	21	発泡なせん
22	液体アンモニア加工	23	マーセライズ加工	24	制菌加工
25	縮じゅう	26	モアレ仕上げ	27	透湿防水加工
28	はつ油加工	29	オーガンジ加工	30	減量加工
31	芳香加工	32	リラックス加工	33	リップル加工
34	シュライナ加工	35	せん毛、シャリング	36	防縮加工
37	ソイルガード加工（SG加工）	38	ソイルリリース加工（SR加工）	39	ストレッチ加工
40	防ダニ加工	41	UVカット加工	42	W&W加工
43	吸水加工	44	防水加工	45	はっ水加工
46	ウエットデカタイジング	47	防風加工	48	針布起毛

※協定によっては、染色またはなせん(プリント加工) の場合、これらの加工に加えてさらにいくつかの加工が施されていることが必要です。

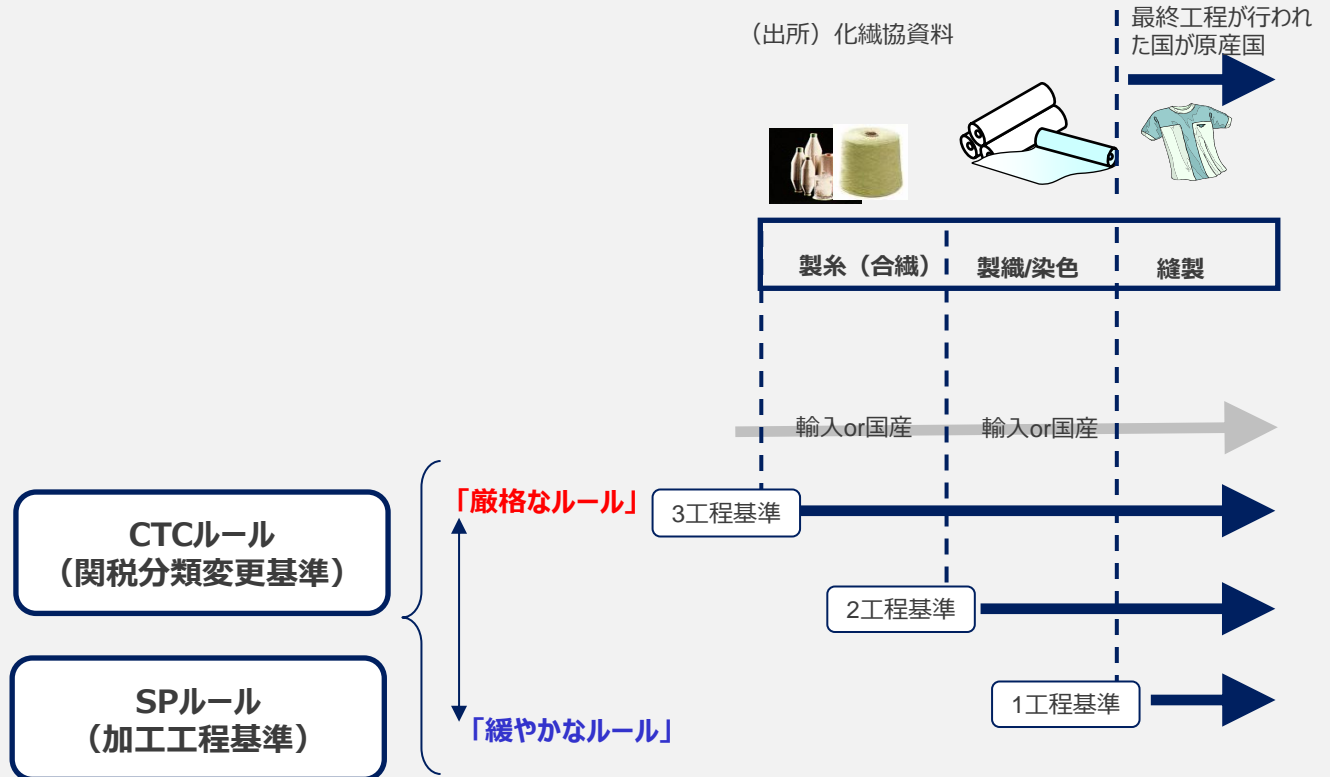
※日アセアン協定の場合、以下のうち2つ以上の加工が施されていることが必要です。

参考情報

▶ 繊維製品の品目別原産地規則をクリアするには

繊維分野のCTCルール、SPルールでは、日本でどの程度の工程を実施したかで品目別原産地規則がクリアできるかどうか決定されます。

例えば、衣類を輸出する場合、1工程基準であれば、縫製を実施することで、締約国の原産品となります。RCEPで採用され、一番緩やかな基準となります。2工程基準の場合、製織・編立及び縫製の2工程を実施していることで、締約国の原産品となります。最も多くの協定で採用されています。3工程基準の場合は、製糸以降縫製まですべてを締約国で生産しなければクリアできず、CPTPPのみで採用され、最も厳格なルールとなります。



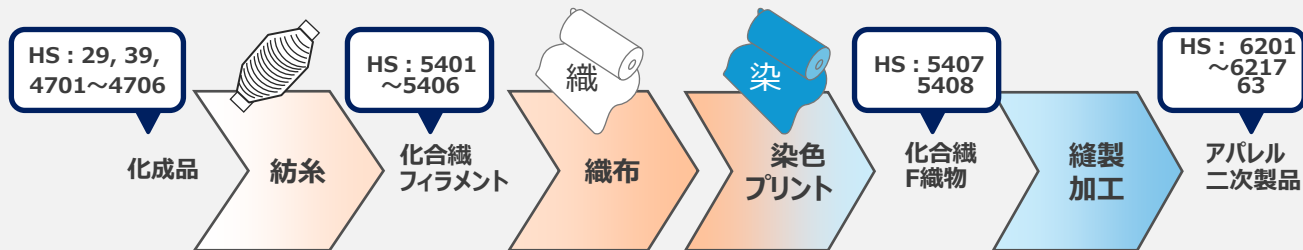
参考情報

▶ 主要協定における原産品となるために必須の工程（代表例）

日アセアン協定

（日タイ、日ベトナム、日マレーシア、日フィリピン、日インドネシア も同じ）

（出所）化繊協会資料



品目	原産地が付与されるために 域内（EPA締約国内）で行うことが必須の工程（代表例）			
	製糸or紡績	織布or編立	染色*仕上	縫製
糸				
織物/編物				
カーペット等 紡織製品				
衣類 (布帛製/ニット製)				
家庭用品				

\*染色、なせん（プリント工程）を経る場合 さらに以下の2つ以上の準備・仕上げ工程を伴う必要あり。

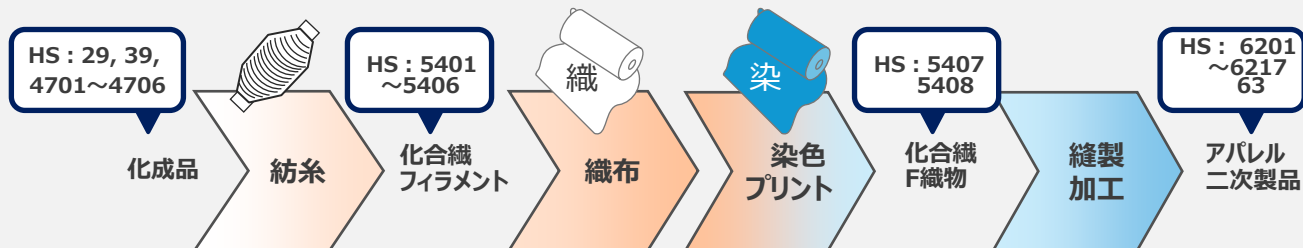
No.	加工名称	No.	加工名称	No.	加工名称
1	抗菌防臭加工	2	防融加工	3	防蚊加工
4	抗ピル加工	5	帯電防止加工、制電加工	6	しわ加工
7	漂白	8	ブラッシング	9	パフ加工
10	抜蝕加工、オパール加工	11	カレンダー仕上げ	12	圧縮収縮仕上げ
13	防しわ加工	14	蒸じゅう、デカタイジング	15	消臭加工
16	イージーケア加工	17	エンボス加工	18	エメリ加工
19	難燃加工	20	植毛、フロック加工、電着加工	21	発泡なせん
22	液体アンモニア加工	23	マーセライズ加工	24	制菌加工
25	縮じゅう	26	モアレ仕上げ	27	透湿防水加工
28	はつ油加工	29	オーガンジ加工	30	減量加工
31	芳香加工	32	リラックス加工	33	リップル加工
34	シュライナ加工	35	せん毛、シャリング	36	防縮加工
37	ソイルガード加工（SG加工）	38	ソイルリリース加工（SR加工）	39	ストレッチ加工
40	防ダニ加工	41	UVカット加工	42	W&W加工
43	吸水加工	44	防水加工	45	はっ水加工
46	ウエットデカタイジング	47	防風加工	48	針布起毛

参考情報

▶ 主要協定における原産品となるために必須の工程（代表例）

日インド協定

（出所）化繊協会資料



品目	原産地が付与されるために 域内（EPA締約国内）で行うことが必須の工程（代表例）			
	製糸or紡績	織布or編立	染色*仕上	縫製
糸				
織物/編物				
カーペット等 紡織製品				
衣類 (布帛製/ニット製)				
家庭用品				

\*染色、なせん（プリント工程）を経る場合 さらに以下または類似の作業を2つ以上の準備・仕上げ工程を伴う必要あり。

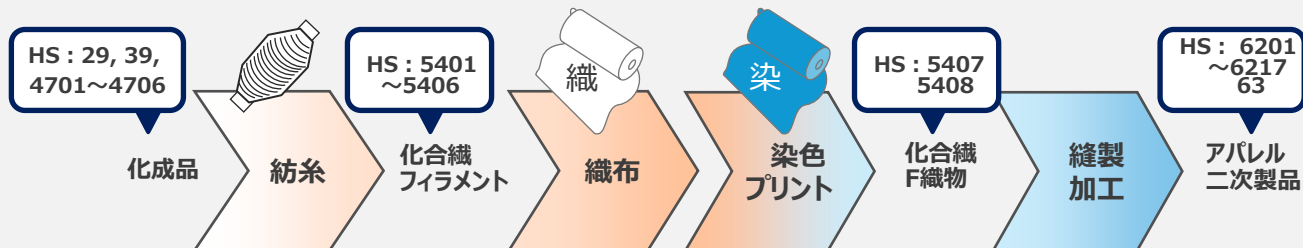
No.	加工名称	No.	加工名称	No.	加工名称
1	漂白	2	防水加工	3	蒸じゅう
4	デカダイジング	5	収縮仕上げ	6	マーセライズ加工
7	その他				

参考情報

▶ 主要協定における原産品となるために必須の工程（代表例）

日EU・日英協定

（出所）化繊協会資料



品目	原産地が付与されるために 域内（EPA締約国内）で行うことが必須の工程（代表例）			
	製糸or紡績	織布or編立	染色*仕上	縫製
糸				
織物/編物				
カーペット等 紡織製品				
衣類 (布帛製/ニット製)				
家庭用品				

\*なせん(独立の作業)で原産性を証明する場合、さらに以下に挙げる作業のうち少なくとも二つ以上をおこなうこと、生産において使用された全ての非原産材料の価額が製品のEXWの50%又はFOBの45%以内であることが必要

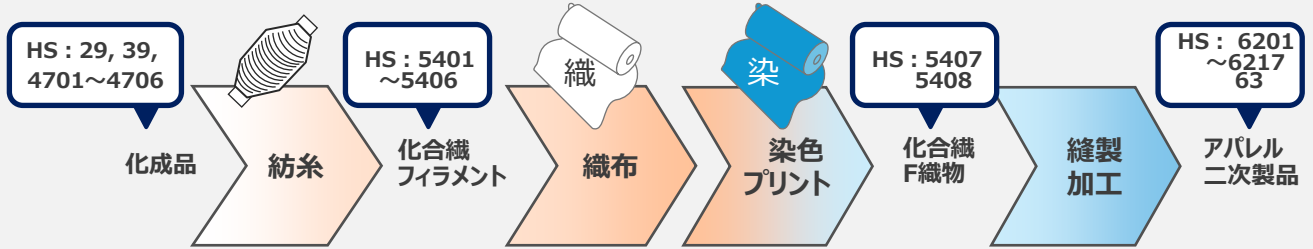
No.	加工名称	No.	加工名称	No.	加工名称
1	精練	2	漂白	3	マーセライズ加工
4	ヒートセット	5	起毛	6	カレンダー仕上げ
7	防縮加工	8	永久加工	9	デカタイジング（蒸じゅう）
10	染み込ませ	11	補修	12	シャリング（剪毛）
13	毛焼き	14	エア-タンブラー加工	15	乾燥幅出し機による加工
16	縮じゅう	17	蒸気による収縮加工	18	ウェットデカタイジング（煮じゅう）等

参考情報

▶ 主要協定における原産品となるために必須の工程（代表例）

CPTPP

（出所）化繊協会資料



品目	原産地が付与されるために 域内（EPA締約国内）で行うことが必須の工程（代表例）		
	製糸or紡績	織布or編立（染色仕上げ含む）	縫製
糸			
織物/編物			
布帛製衣類			
ニット製衣類			

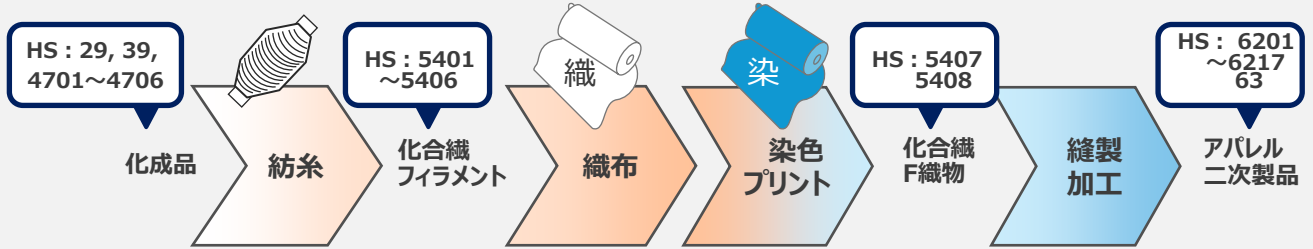


参考情報

▶ 主要協定における原産品となるために必須の工程（代表例）

（出所）化繊協会資料

RCEP



品目	原産地が付与されるために 域内（EPA締約国内）で行うことが必須の工程（代表例）			
	製糸or紡績	織布or編立	染色仕上	縫製
糸				
生機				
染織物・染編物				
布帛製衣類				
ニット製衣類				

# その他の対応事項

(1) その他の対応事項

証明書を用意した後も実施するべき対応事項があります。以下の項目について対応した上で、管理が必要なものについては組織として管理体制を整えることを推奨しています。

対応事項																															
<p><b>書類の保存</b></p>	<p>各協定において、原産地証明書や、原産性を立証する関連書類の保存が義務付けられています。輸出者、生産者は、該当書類を、協定で定める期間は必ず保管しておかなければなりません。その期間は、基本的には、原産地証明書の発給日またはその翌日から以下の期間とされています。</p> <p>輸出者と生産者が異なる場合には、いつ原産地証明書が発給されたかが不明であることが一般的であるため、輸出者は生産者に対して、保管すべき期間を明示する必要があります。</p> <table border="1" data-bbox="321 562 1310 809"> <thead> <tr> <th colspan="2">3年</th> <th>4年</th> <th colspan="3">5年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>日ブルネイ</td> <td>日ベトナム</td> <td>日EU</td> <td>日メキシコ</td> <td>日フィリピン</td> <td>日タイ</td> </tr> <tr> <td>日アセアン</td> <td>RCEP</td> <td>日英</td> <td>日マレーシア</td> <td>日インド</td> <td>日オーストラリア</td> </tr> <tr> <td>日スイス</td> <td></td> <td></td> <td>日チリ</td> <td>日ペルー</td> <td>日モンゴル</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>日インドネシア</td> <td>CPTPP</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※日シンガポール協定：協定上具体的な明記なし                  ※日米貿易協定：輸入者手配のため、協定上輸出者、生産者としての保存義務の明記なし</p>	3年		4年	5年			日ブルネイ	日ベトナム	日EU	日メキシコ	日フィリピン	日タイ	日アセアン	RCEP	日英	日マレーシア	日インド	日オーストラリア	日スイス			日チリ	日ペルー	日モンゴル				日インドネシア	CPTPP	
3年		4年	5年																												
日ブルネイ	日ベトナム	日EU	日メキシコ	日フィリピン	日タイ																										
日アセアン	RCEP	日英	日マレーシア	日インド	日オーストラリア																										
日スイス			日チリ	日ペルー	日モンゴル																										
			日インドネシア	CPTPP																											
<p><b>生産工程変更の通知</b></p>	<p>生産者は、証明した工程内容が変更となることを事前に把握した場合、または、変更となったことを把握した場合は、速やかに依頼者に通知しなければなりません。</p>																														
<p><b>当局による調査</b> (※詳細は次ページ参照)</p>	<p>当局による調査（例：検認）があった場合、最初に輸出者が対応を行います。必要に応じて、輸出品、輸出品の構成品の生産者へ調査に対して、根拠書類や必要な説明を行うことを依頼します。</p> <p>▶参考資料（経済産業省）                  「経済連携協定（EPA）に基づく原産地証明書（第三者証明制度）への検認について 2022年5月貿易経済協力局貿易管理部 原産地証明室」  <a href="https://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/boekikanri/download/gensanchi/points_of_verification.pdf">https://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/boekikanri/download/gensanchi/points_of_verification.pdf</a></p>																														

(2) 当局による調査について

当局による調査の代表的なものとして、何れのEPAにおいても規定がされている「事後確認（検認）」があります。

日本が締結する多くのEPAでは、事後確認の際には日本の当局が仲介をすることになっており、これを「間接検認」と呼びます。一方、一部の協定においては、輸入国当局が直接的に事後確認を行うことができる規定があるので注意が必要です。日本の当局が仲介せず、輸入国当局が直接的に行う事後確認を「直接検認」と呼びます。※1

間接検認

日シンガポール協定	日ベトナム協定
日メキシコ協定（※2）	日インド協定
日チリ協定	日ペルー協定
日タイ協定	日オーストラリア協定（※2、3）
日マレーシア協定	日アセアン協定
日インドネシア協定	日モンゴル協定
日ブルネイ協定	日EU協定
日フィリピン協定	日英協定
日スイス協定	RCEP（※2、4）

直接検認

日メキシコ協定（※2）
日オーストラリア協定（※2、3）
CPTPP（※3）
RCEP（※2、3、4）

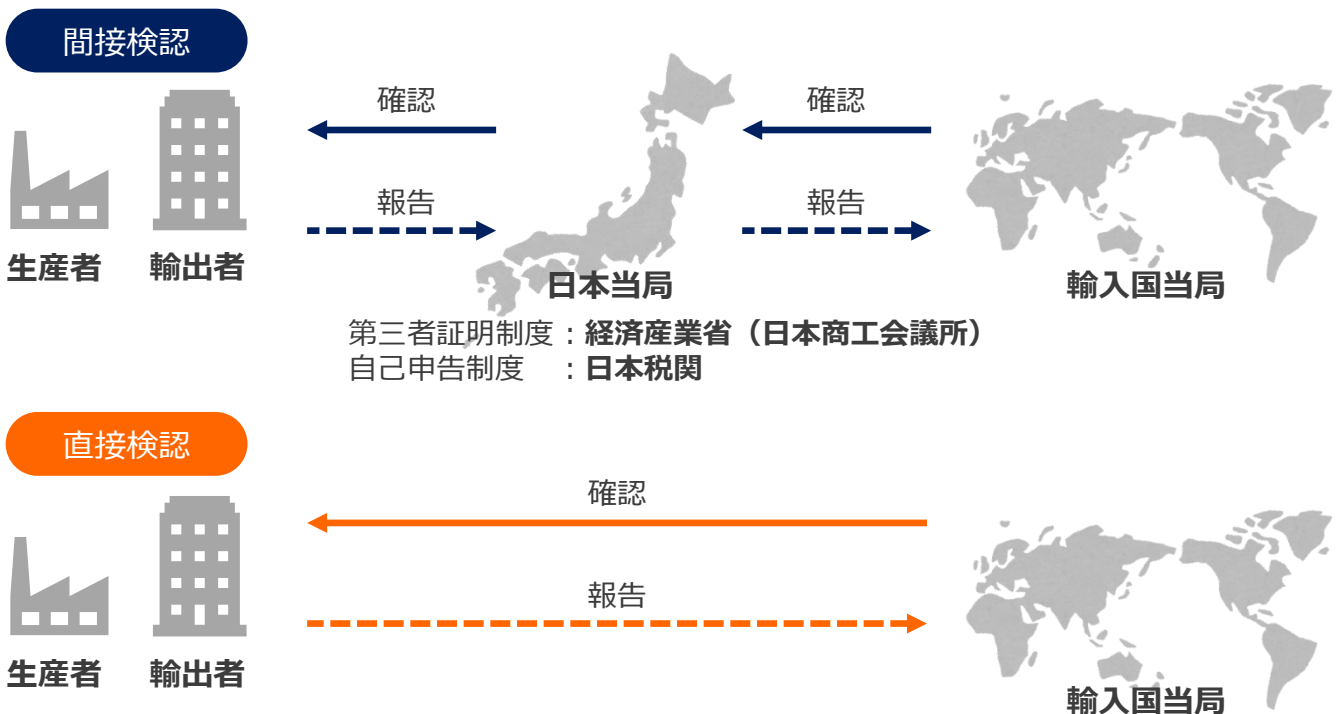
※1 日米貿易協定は輸入者自己申告制度で、事後確認（検認）の対象は原則輸入者のみとなるため、上記の表からは省略しています

※2 協定の規定上、間接検認と直接検認何れも規定されているため、どちらの確認パターンもあり得ます

※3 日オーストラリア協定、CPTPP、RCEPについては、各協定の「自己申告制度」利用の手引きにおいて、検認を受けた際の問合せ先が設定されています。参照先（原産地規則ポータル）：<https://www.customs.go.jp/roo/procedure/index.htm>

※4 RCEPについては、コンタクトポイントを検認の連絡部局として指定できると規定されており、日本への検認については、コンタクトポイント経由で事業者に連絡することになっています。

事後確認のフローの例



## EPA/FTA 制度全般に関するお問合せ



### メール相談・対面相談



※回答：電話orメール

HP: <https://epa-info.go.jp/>

E-mail: [epa-desk@epa-info.go.jp](mailto:epa-desk@epa-info.go.jp)



日本貿易振興機構(ジェトロ)

### 電話相談



※回答：原則メール

HP:

<https://www.jetro.go.jp/themetop/export/>

EPA相談窓口 TEL: 03-3582-4943

## 企業登録や発給システムに関するお問合せ



日本商工会議所 国際部 特定原産地証明担当 問合せ先:  
[https://www.jcci.or.jp/gensanchi/office\\_list.html](https://www.jcci.or.jp/gensanchi/office_list.html)

E-mail: [tokuteico@jcci.or.jp](mailto:tokuteico@jcci.or.jp)  
TEL: 03-3283-7850

## 本マニュアルに関するお問合せ・EPA/FTA活用に関するご相談



〒100-0005 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 丸の内永楽ビルディング24階

HP: <https://jaftas.jp/>

E-mail: [jaftas\\_info@tktc.co.jp](mailto:jaftas_info@tktc.co.jp)

TEL: 03-5219-8660

当資料は、2023年2月1日時点において、株式会社東京共同トレード・コンプライアンス（以下、当社）が、日本繊維産業連盟、日本化学繊維協会、日本繊維輸出組合、日本繊維輸入組合のご協力のもと、信頼できると思われる情報に基づいて作成しておりますが、その正確性および完全性を保証するものではありません。当資料に記載しているウェブサイトのURLやHPの画像等、EPAの内容等については、当資料の発行後に変更がなされる可能性があります。また、当社は、当資料に掲載された情報を利用したことにより生じたいかなる損害についても、一切責任を負いません。当資料に含まれる方法は作成時点のものであり、関連法令の改正によって予告なく変更または廃止することがあります。当資料に関する著作権は情報提供元のクレジット記載があるものを除きすべて当社に属しますので、当社の事前の書面による同意を得ることなく資料の複製、転用、再配布等を行うことはできません。